

## IP通信網サービス契約約款 別冊

(オープンコンピュータ通信網サービス  
(第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))

【現改比較表】 2026年1月30日現在

～2026年2月28日

2026年3月1日～

## ▲ IP通信網サービス契約約款 別冊

(オープンコンピュータ通信網サービス

(第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))

## 第1章 総則

(用語の定義)

第2条 この別冊においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1～42 (略)	(略)

## ▲ IP通信網サービス契約約款 別冊

(オープンコンピュータ通信網サービス

(第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))

## 第1章 総則

(用語の定義)

第2条 この別冊においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1～42 (略)	(略)
<a href="#">43 低速度モバイル</a>	<a href="#">モバイルアクセスを使用して通信を行うことができるオープンコンピュータ通信網サービスであって、下り名目速度が1Mbit/s未満のものであり、当社が定めるもの</a>
<a href="#">44 通信モジュール向けモバイル</a>	<a href="#">モバイルアクセスを使用して通信を行うことができるオープンコンピュータ通信網サービスであって、通信モジュール（電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第40条の7の2に定める通信モジュールをいいます。以下同じとします。）向けに提供するものであり、当社が定めるもの</a>

## 料金表

## 通則

(料金の計算方法等)

2～4 (略)

4の2～3の規定による定額利用料等の日割のうち、料金表第1表（料金（附帯サービスの料金を除きます。））第1（利用料金）4（第6種契約に係るもの）4-2-6（[ユニバーサルサービス料](#)）及び4-2-7（電話リレーサービス料）に規定する料金の算出に当たっては、その料金を合算して適用します。

5～6 (略)

## 料金表

## 通則

(料金の計算方法等)

2～4 (略)

4の2～3の規定による定額利用料等の日割のうち、料金表第1表（料金（附帯サービスの料金を除きます。））第1（利用料金）4（第6種契約に係るもの）4-2-6（[電話ユニバーサルサービス料](#)）及び4-2-7（電話リレーサービス料）に規定する料金の算出に当たっては、その料金を合算して適用します。

5～6 (略)

## IP通信網サービス契約約款 別冊

(オープンコンピュータ通信網サービス  
(第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))

【現改比較表】 2026年1月30日現在

～2026年2月28日

2026年3月1日～

## 第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

## 第1 利用料金

## 4 第6種契約に係るもの

## 4-1 適用

区分	内容				
(1) (略)	(略)				
(2) 品目及び細目 に係る料金 の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目及び通信又は保守の態様による細目を定めます。</p> <p>ア 通信の態様による細目</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) アクセス回線の細目等による区別</p> <p>　A～C (略)</p> <p>　D タイプ6に係るもの</p> <p>　a～e (略)</p> <p>　f タイプ6の各区別の適用</p> <table border="1"> <tr> <td>適用</td></tr> <tr> <td>1～17 (略)</td></tr> </table> <p>　E タイプ7に係るもの</p> <table border="1"> <tr> <th>区別</th><th>内容</th></tr> </table>	適用	1～17 (略)	区別	内容
適用					
1～17 (略)					
区別	内容				

## 第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

## 第1 利用料金

## 4 第6種契約に係るもの

## 4-1 適用

区分	内容				
(1) (略)	(略)				
(2) 品目及び細 目 に係る料金 の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目及び通信又は保守の態様による細目を定めます。</p> <p>ア 通信の態様による細目</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) アクセス回線の細目等による区別</p> <p>　A～C (略)</p> <p>　D タイプ6に係るもの</p> <p>　a～e (略)</p> <p>　f タイプ6の各区別の適用</p> <table border="1"> <tr> <td>適用</td></tr> <tr> <td>1～17 (略)</td></tr> </table> <p>　18 <u>当社は、標準プランにおける次に掲げるコースを 低速度モバイルとして提供します。</u></p> <p>　(1) <u>ゼロコース</u></p> <p>　(2) <u>スタンバイコース</u></p> <p>　(3) <u>200kbpsコース</u></p> <p>　19 <u>当社は、標準プランにおける30MBプラスコース を通信モジュール向けモバイルとして提供します。</u></p> <p>　20 <u>当社は、通信モジュール向けモバイルを利用する 第6種契約者が用途外の利用をしていると当社が判 断した場合には、通信モジュール向けモバイル以外 のコース等への変更を要請することがあります。</u></p> <p>　E タイプ7に係るもの</p> <table border="1"> <tr> <th>区別</th><th>内容</th></tr> </table>	適用	1～17 (略)	区別	内容
適用					
1～17 (略)					
区別	内容				

## IP通信網サービス契約約款 別冊

(オープンコンピュータ通信網サービス  
(第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))

【現改比較表】 2026年1月30日現在

～2026年2月28日

2026年3月1日～

	(略) (略)		(略) (略)
	備考 1～22 (略)		備考 1～22 (略) <u>23 当社は、標準プランにおける次に掲げるコースを低速度モバイルとして提供します。</u> (1) ゼロコース (2) スタンバイコース
	(ウ)～(カ) (略) イ～ウ (略)		(ウ)～(カ) (略) イ～ウ (略)
(3)～(7) (略)	(略)	(3)～(7) (略)	(略)
(8) <u>ユニバーサルサービス料</u> の適用	4-2-6に規定する <u>ユニバーサルサービス料</u> は、モバイルアクセス回線番号（ゼロコースに係るもの又はそのモバイルアクセス回線番号がM2M等専用番号（電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）別表第3号に規定する電気通信番号をいいます。）に係るもの）を除きます。）1番号ごとに適用します。	(8) <u>電話ユニバーサルサービス料</u> の適用	4-2-6に規定する <u>電話ユニバーサルサービス料</u> は、モバイルアクセス回線番号（ゼロコースに係るもの又はそのモバイルアクセス回線番号がM2M等専用番号（電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）別表第3号に規定する電気通信番号をいいます。）に係るもの）を除きます。）1番号ごとに適用します。
(9) (略)	(略)	(9) (略)	(略)
(10)～(12) (略)	(略)	(10) <u>ブロードバンドユニバーサルサービス料</u> の適用	4-2-8に規定する <u>ブロードバンドユニバーサルサービス料</u> は、次に掲げる第6種オープンコンピュータ通信網サービスについて、1回線ごとに適用します。 ア 光アクセス回線（特定加入者回線に限ります。）を使用して通信を行うことができるもの イ モバイルアクセスを使用して通信を行うことができるものであって、次に掲げるもの以外のもの (ア) 低速度モバイル (イ) 通信モジュール向けモバイル (ウ) 3Gモバイル（株式会社NTTドコモの卸携帯電話サービス契約約款に規定する卸FOMAサービスを利用して提供するものをいいます。以下同じとします。）
(11)～(13) (略)	(略)		

## IP通信網サービス契約約款 別冊

(オープンコンピュータ通信網サービス  
(第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))

【現改比較表】 2026年1月30日現在

～2026年2月28日

2026年3月1日～

## 4-2 料金額

4-2-1～4-2-5 (略)

4-2-6 ユニバーサルサービス料

区分	単位	料金額
<u>ユニバーサルサービス料</u>	(略)	(略)
備考 (略)		

4-2-7 (略)

## 4-2 料金額

4-2-1～4-2-5 (略)

4-2-6 電話ユニバーサルサービス料

区分	単位	料金額
<u>電話ユニバーサルサービス料</u>	(略)	(略)
備考 (略)		

4-2-7 (略)

4-2-8 ブロードバンドユニバーサルサービス料

区分	単位	料金額
<u>ブロードバンドユニバーサルサービス料</u>	<u>対象となる1の電気通信回線ごとに月額</u>	<u>基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた回線単価と同額</u>

備考 基礎的電気通信役務支援機関が総務大臣に認可を受けた回線単価及びその適用期間は、当社のWebサイト (<https://www.ntt.com/about-us/cs/univ.html>) に掲載するものとします。

また、基礎的電気通信役務支援機関が総務大臣に認可を受けた回線単価が月額で定められていない場合のブロードバンドユニバーサルサービス料の取扱いについても当該Webサイトに定めるところによります。

## 5 第7種契約に係るもの

## 5-1 適用

区分	内容
(1)～(5) (略)	(略)

## 5 第7種契約に係るもの

## 5-1 適用

区分	内容
(1)～(5) (略)	(略)

## IP通信網サービス契約約款 別冊

(オープンコンピュータ通信網サービス  
(第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))

【現改比較表】 2026年1月30日現在

～2026年2月28日

2026年3月1日～

(6) ブロードバンドユニバーサルサービス料の適用

5－2－7に規定するブロードバンドユニバーサルサービス料は、光アクセス回線(特定加入者回線に限ります。)を使用して通信を行うことができる第7種オープンコンピュータ通信網サービスについて、1回線ごとに適用します。

5－2 料金額

5－2－1～5－2－6 (略)

5－2 料金額

5－2－1～5－2－6 (略)

5－2－7 ブロードバンドユニバーサルサービス料

区分	単位	料金額
<u>ブロードバンドユニバーサルサービス料</u>	<u>対象となる1の電気通信回線ごとに月額</u>	<u>基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた回線単価と同額</u>

備考 基礎的電気通信役務支援機関が総務大臣に認可を受けた回線単価及びその適用期間は、当社のWebサイト(<https://www.ntt.com/about-us/cs/univ.html>)に掲載するものとします。

また、基礎的電気通信役務支援機関が総務大臣に認可を受けた回線単価が月額で定められていない場合のブロードバンドユニバーサルサービス料の取扱いについても当該Webサイトに定めるところによります。